

# リスク管理規程

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

本規程は、一般社団法人 KISA2 隊（以下「当法人」という）のリスクマネジメントに関わる基本的事項を定め、リスクの発生を予防し、リスク発生時には適切に対応することを目的とする。

(適用範囲)

### 第2条

本規程は、当法人の理事、監事、事務局および全従業員に適用される。

## 第2章 リスクの管理

(具体的リスク発生時の対応)

### 第3条

1. 全従業員は、リスクが発生した場合、そのリスクが当法人に与える損害や不利益を最小化するため、迅速かつ適切に初期対応を行う。
2. リスク発生後は速やかに決裁者に報告し、決裁者の指示に従って後続の対応を行う。
3. リスクの発生が確認された場合、再発防止策を講じるとともに、リスクに伴う新たなリスクに備える。

## 第3章 緊急事態の対応

(緊急事態の範囲)

### 第4条

本規程において「緊急事態」とは、以下のような状況を指す。

1. 自然災害：地震、台風、洪水等、重大な自然災害による被害。
2. 事故：火災、爆発、重大な労働災害などの突発的事故。
3. 感染症：新型インフルエンザ等、急速に拡大する感染症の流行。
4. その他：当法人に重大な影響を与える恐れのある事象。

(緊急事態の対応の方針)

### 第5条

緊急事態に際しては、以下の基本方針に基づいて対応するものとする。

1. 人命および地域の安全確保を最優先する。
2. 被害および損失を最小化するために迅速に対応する。
3. 社会からの信頼を維持するため、誠実な対応を行う。

(緊急事態対応の手順)

### 第6条

1. 緊急事態が発生した場合、またはその発生が予測される場合、従業員は速やかに決裁者に報告

し、適切な指示を受ける。

2. 決裁者は、事態の重大性を判断し、必要に応じて代表理事に報告する。代表理事は緊急事態の範囲に応じて、全社的な対応が必要であると判断した場合、緊急対策本部を設置する。

3. 緊急対策本部は、事態の収束に向けて、迅速かつ組織的に対応し、状況に応じて関係各所と連携を図る。

(緊急対策本部の設置)

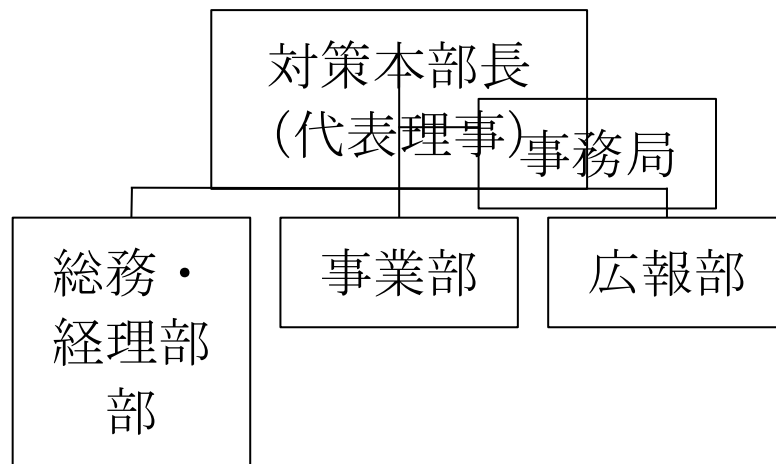
第7条

1. 代表理事は、緊急事態の発生を確認し、全社的な対応が必要と判断した場合、緊急対策本部を設置する。

2. 緊急対策本部の責任者は代表理事が務め、各部門の責任者を含むメンバーで構成される。

3. 緊急対策本部は、迅速な意思決定および情報伝達を行い、事態の収束に向けた対応を指示する。

緊急対策本部



(広報対応)

第8条

緊急事態においては、対外的な広報対応が重要となるため、緊急対策本部が一元的に情報を管理し、適時適切な情報公開を行う。

(復旧活動)

第9条

緊急事態が収束した後は、速やかに復旧活動を開始し、関連する組織と連携して、事態の早期収束および再発防止に努めるものとする。

## 第4章 雑則

(規程の改廃)

第10条

本規程の改廃は、理事会の承認により行う。

(個別規程の制定)

第 11 条

本規程の実施に関し、必要な個別規程等は、代表理事の承認を得て別途定めるものとする。

**附則**

第 12 条

本規程は、令和 6 年 9 月 1 日より施行する。